

鶴岡工業高等専門学校ネーミングライツパートナー及び広告パートナー募集要項

鶴岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、「鶴岡工業高等専門学校広告掲載取扱規程」（令和8年5月7日制定）に基づき、以下のとおり本校の保有施設やその他財産に対するネーミングライツパートナー及び広告パートナーを募集します。

1. 目的

本校がネーミングライツ事業者又は広告事業者に命名権又は広告を掲載する権利（命名権等）を付与し、命名権等を付与された事業者（ネーミングライツパートナー、広告パートナー）からその対価（ネーミングライツ料、広告料）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てることを目的としています。

2. 募集種別

ネーミングライツパートナー及び広告パートナーの募集は、以下により行います。

(1) ネーミングライツパートナー

ネーミングライツパートナーの募集は、一般提案型、企画提案型の2種類とします。一般提案型と企画提案型は、愛称の設定とサイン及び広告の設置は同じですが、一般提案型は小規模の施設に対し、企画提案型は大規模の施設となります。このため、サイン及び広告の規模やサイズ等も異なります。

【一般提案型】

本校が設定した施設等のネーミングライツに関し、愛称、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、契約を結ぶものです。対象施設は、小規模の施設であり、サイン及び広告は、本校が指定した設置場所やサイズで作成いただきます。別紙をご参照ください。

【企画提案型】

本校が設定した施設等のネーミングライツに関し、愛称、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、契約を結ぶものです。対象施設は、大規模の施設であり、サイン及び広告の設置場所やサイズは自由提案ができます。別紙をご参照ください。

(2) 広告パートナー

本校が指定した壁面等を利用した広告に関し、ポスター広告、柱広告、壁面パネル広告等の提案を受け、契約を結ぶものです。別紙を参照ください。

3. 募集の概要について

(1) 契約の条件

① 契約の期間

ネーミングライツパートナーは、原則3年以上とします。

広告パートナーは、原則1年以上とします。

② 広告料（年間契約額。消費税及び地方消費税は別途。）

別に定めるネーミングライツパートナー・広告パートナー公募対象施設一覧（別添）の目安額によります。

ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

③ 契約の更新

ネーミングライツパートナー・広告パートナーが契約期間終了の6ヶ月前までに契約更新を申し入れた場合は、優先して協議を行います。

(2) 応募資格

ネーミングライツパートナー・広告パートナーになることを希望する法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人が対象です。ただし、次に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ④ 社会問題を起こしているもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行うもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- ⑨ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑩ 法令等による規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者等
- ⑪ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの

- ⑫ 国税，地方税等を滞納しているもの
- ⑬ 前各号によるもののほか，鶴岡工業高等専門学校のネーミングライツパートナー・広告パートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

(3) 命名権等の付与

- ① 広告等（愛称，企業名，商標名，企業ロゴ，シンボルマーク，企業広告及びPR等の表示）は，対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 高専施設にふさわしい広告等とし，次に掲げるものは認められません。
 - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・高専の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
 - ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
 - ・個人，団体又は組織等の名誉，信用，正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
 - ・著作権，商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
 - ・貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
 - ・酒の広告や飲酒を促すもの
 - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・社会問題の主義及び主張に関するもの
 - ・個人の名刺広告に関するもの
 - ・その他校長が表記する愛称として適当でないと認めるもの
- ③ 広告等は，本校で審議の上，最終決定します。ただし，当該施設等の目的・用途等を勘案し，広告等の変更を求めることがありますのでご留意願います。
- ④ ネーミングライツパートナーに関し，混乱を避けるため，契約期間中の広告等の変更はできません。
- ⑤ ネーミングライツパートナーに関し，本校の規則で定められた名称は変更しないものとします。また，利用者に愛称の使用を義務付けることはできません。

(4) その他の特典，付帯条件等

ネーミングライツパートナーには，次の各号に掲げる特典がありますが，詳細な内容については，本校と事前協議することが必要です。ただし，特典等の権利については，第三者への譲渡や転貸等はできません。

- ① ネーミングライツパートナーは，愛称の設定の他，施設等にサイン及び広告（愛称，企業名，商標名，企業ロゴ，シンボルマーク，企業広告及びPR等の表示）を設置する

ことができます。

- ② 本校は、本校の広報紙やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努力します。
 - ③ ネーミングライツパートナー自身もネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
 - ④ その他に希望される特典等(付帯条件)があれば、応募時に提案することができます。
- (5) ネーミングライツパートナーに関する愛称等の表示、使用等に伴う費用負担等
- ① ネーミングライツ事業に係る施設の愛称、サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料とは別途負担となりますのでご注意ください。
 - ② 契約期間の満了及び命名権等の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料とは別途負担となりますのでご注意ください。
 - ③ サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)の設置にあたり、デザイン、寸法、材質、設置場所、設置日時等については、本校と協議が必要です。協議の上、必要に応じて変更となる場合があります。また、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、ご留意願います。
 - ④ 契約締結後に作成する本校広報誌等への愛称等の表示及び本校のホームページ掲載等については本校の負担で行います。
 - ⑤ 愛称等の使用開始日において、サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)の一部設置が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
 - ⑥ サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)が破損した場合、またはこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、全てネーミングライツパートナーの負担とします。
- (6) 募集期間
令和8年6月8日(月)～令和8年7月31日(金)
ただし、募集期間内に応募がない場合には、募集期間以降も随時受け付けるものとします。
- (7) 応募時の提出書類
- ① **【新規】** ネーミングライツ事業実施申込書(別記様式1)又は広告パートナー事業実施申込書(別記様式2)
【更新】 ネーミングライツ事業期間更新申込書(別記様式3)又は広告パートナー事業期間更新申込書(別記様式4)
 - ② 法人等の概要を記載した書類

- ③ 定款，寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税，地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- ⑦ サイン及び広告の原案図，設計図（一般提案型，企画提案型）

(8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準を基に，応募の趣旨，愛称，サイン，広告，ネーミングライツ料又は広告料及び契約期間等を総合的に判断してネーミングライツパートナー又は広告パートナーの候補者を選定します。

なお，必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

また，応募の内容によっては，不相当とする場合もあります。

○資格要件及び選定基準

審査項目		要件，基準等	判断等
資格要件	応募の趣旨	・応募資格を満たしているか	適・否
		・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか	適・否
		・経営基盤が安定しているか	適・否
選定基準	広告等	・親しみやすさ等，高専教職員，学生，地域住民に受け入れられるか（※）	適・否
		・施設のイメージを損なうおそれがないか	適・否
		・対象施設の運営に支障を及ぼさないものとなっているか（※）	適・否
	ネーミングライツ料・広告料	・財政的な観点から高額であるほど高評価とする	
	サイン，広告の設置	・技術者教育に相応しい内容や工夫がされているか	適・否
		・教育環境に相応しくない表示や内容になっていないか	適・否
		・サイン及び広告が適切に施工されるよう計画されているか（※）	適・否
契約期間	・愛称の定着や本校教育を支援する観点から期間が長いほど高評価とする（※）	期 間	
判定	・資格要件や選定基準を勘案し，総合的に判断する	順 位	

（※）ネーミングライツパートナーに限定した基準

(9) 選定結果の通知

選定結果は応募者に通知します。

(10) 申込書の提出先及び問合せ先

独立行政法人 国立高等専門学校機構

鶴岡工業高等専門学校総務課企画・連携係

〒997-8511 山形県鶴岡市井岡字沢田 104

TEL:0235-25-9453

e-mail (係): kikaku@tsuruoka-nct.ac.jp

※ 本件に関する質問、施設見学は随時受け付けておりますのでご連絡願います。

申込みがありましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします

(11) 留意事項

応募者がいない場合、随時受付とします。(募集要項は募集開始から3年間有効)

別記様式 1

年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

申込者
住 所
名 称
代表者

ネーミングライツ事業実施申込書

鶴岡工業高等専門学校ネーミングライツパートナー及び広告パートナー募集要項に基づき、関係書類を添えて、次のとおり応募します。

応募の種類	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ事業（ <input type="checkbox"/> 一般提案型， <input type="checkbox"/> 企画提案型）	
施 設 名		
愛 称		
愛称の理由		
料 金	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ料	円（年額／税抜） 円（総額／税抜）
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
連 絡 先	担当者氏名	
	電 話	
	E-mail	

【添付書類】

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 定款，寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税，地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- (6) サイン及び広告の原案図及び設計図（一般提案型，企画提案型）

別記様式 2

年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

申込者
住 所
名 称
代表者

広告パートナー事業実施申込書

鶴岡工業高等専門学校ネーミングライツパートナー及び広告パートナー募集要項に基づき、関係書類を添えて、次のとおり応募します。

料 金	<input type="checkbox"/> 広告料		円 (年額/税抜)
			円 (総額/税抜)
契 約 期 間	年 月 日から		年 月 日まで
連 絡 先	担当者氏名		
	電 話		
	E-mail		

【添付書類】

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 定款，寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税，地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- (6) 広告内容（ポスター等）

別記様式3

年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

申込者
住 所
名 称
代表者

ネーミングライツ事業期間更新申込書

鶴岡工業高等専門学校ネーミングライツパートナー及び広告パートナー募集要項に基づき、関係書類を添えて、次のとおり応募します。

施 設 名		
愛 称		
料 金	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ料	円 (年額/税抜) 円 (総額/税抜)
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
連 絡 先	担当者氏名	
	電 話	
	E-mail	

【添付書類】

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (3) 国税，地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

別記様式 4

年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

申込者
住 所
名 称
代表者

広告パートナー事業期間更新申込書

鶴岡工業高等専門学校ネーミングライツパートナー及び広告パートナー募集要項に基づき、関係書類を添えて、次のとおり応募します。

料 金	<input type="checkbox"/> 広告料		円 (年額/税抜)
			円 (総額/税抜)
契 約 期 間	年 月 日から		年 月 日まで
連 絡 先	担当者氏名		
	電 話		
	E-mail		

【添付書類】

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (3) 国税，地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）